

第 7 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 2 9 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和6年7月29日岩沼市役所6階第1会議室において、下記案件を審議するため、
第7回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 日程第6 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第7 | 非農地証明願いについて |
| 日程第8 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 日程第10 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子
13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子				

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第7回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、13番菅井武雄委員、1番木皿清委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。今回報告いたします2件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします1件の届出は、貸家を建設するため、転用す

		るものでございます。なお、この届出については、市農業委員会 規程による事務局長専決事項となっております。以上でございま す。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきま す。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届 出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願いま す。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第 6号の規定による届出について、3件受理いたしております。今回の 転用は、1筆の農地を分筆して、市内個人の住宅建築、市内建築業者 の資材置場、住宅と資材置場に行くための専用通路に転用するもので す。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専 決事項となっております。以上でございます。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通 知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願いま す。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の4頁からをご覧ください。報告第4号、農地法第18条第 6項の規定による解約通知について、2件受理いたしました。いずれ も双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、 市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上で ございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきま す。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号、非農地証明願について、を議題といたしま す。それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の5頁をご覧ください。報告第5号、非農地証明願につい て、報告いたします。今回は、1件受理いたしております。願出人・ 土地の所在・非農地となった事由等については、議案書に記載のとお

		りでございます。なお、調査をしたところ、昭和５８年に申請地と思われる場所で農地法第５条の届出をして、農地を取得しており、その際に地目変更をしていないものと見受けられますが、平成４年に土地区画整理事業による換地処分があり、従前地の履歴が追えなかったため、非農地化した年月日にガス供給施設を建設した平成４年と記載しております。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第５号を終了いたします。
議	長	日程第８、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書は、６頁となります。農地法第３条では、農地を耕作する権利を、設定したり移転したりする際の要件について定めています。権利を取得しようとする者は、権利を持つ農地について、 ①全て効率的に利用すること②必要な農作業に常時従事すること③周辺の農地利用に支障がないこと以上の要件をすべて満たす必要があることから、当番委員の立ち会いの下、当事者・関係者からの聴取調査および現地調査を行なっております。
議	長	つづいて、担当委員から整理番号１の説明願います。
猪 股 政 一 推 進 委 員		至る７月２３日に、委員３名と事務局１名で現地の確認を行いました。申請内容については、議案書のとおりです。所有権移転の経緯については、譲受人のりんご栽培の経営規模拡大のためです。当該地は、休耕地となっており、譲受人の農地と隣接していることから農地の集約することから申請は問題ないと考えておりますので、ご審議のほど、宜しく願います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり許可する

		ことに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 1 は、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、担当委員から整理番号 2 の説明願います。
小 田 原 委 員		至る 7 月 23 日に、委員 3 名と事務局 1 名で現地の確認を行いました。申請内容については、議案書のとおりです。所有権移転の経緯については、今まで譲渡人と一緒に保全管理を行っており、譲渡人から譲渡の意向があったものです。譲受人は、名取市で農業を行っており、機械等の保有状況等の要件は満たすと判断しました。ご審議のほど、宜しく願います。
木 皿 委 員		申請地は今までも農地法第 3 条で所有者の変更があったところで、そのたびに耕作ができてないまま、保全管理のみになっている。本当に耕作できるのか。
小 田 原 委 員		現状は管理されていましたが、まずは土づくりから始める必要があると思います。
渡 邊 (等) 委 員		名取市から通いで耕作するのは可能なのか。機械等は運んでくるのか。
小 田 原 委 員		通所時間は 20 分と聞いております。通える距離だと考えております。機械については運んでくると思いますが、確認はしておりません。
渡 邊 (等) 委 員		わかりました。わざわざ岩沼市にきてこの面積を耕作するのはどうなのか。もう少し具体的な計画を確認したい。
議	長	一旦、保留として具体的な計画の聞き取りをしてから、改めて審議するのはどうでしょうか。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、整理番号 2 は保留として、具体的な計画を聞き取りし、来月の総会で改めて審議を行います。
議	長	日程第 9、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の 7 頁、議案関係資料の 5～6 頁をご覧ください。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるものでございます。初めに整理番号 1 について、説明いたします。事業の概要といたしましては、岩沼市発注の下水道工事に伴い、

		現場事務所及び駐車場として使用するため、令和5年10月から令和6年8月31日まで一時転用の申請をしていたものについて、工事の工期が令和6年9月30日まで延伸になったことから、工事終了後の残務処理等を考慮して、3ヶ月の期間延長の申請があったものです。今回変更となった事業計画の期間は、令和6年11月30日までとなっております。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の整理番号1について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の整理番号1については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号2について、説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		つづきまして、整理番号2について、説明いたします。議案書の7頁、議案関係資料の7～8頁をご覧ください。事業の概要といたしましては、岩沼市発注の下水道工事に伴う道路の通行止めにより、支障が生じる住民及び耕作者向けの仮設道路及び駐車場を確保するため、令和5年11月から令和6年7月31日まで一時転用の申請をしていたものについて、工事の工期が令和6年9月30日まで延伸になったことから、1ヶ月の期間延長の申請があったものです。今回変更となった事業計画の期間は、令和6年8月31日までとなっております。なお、9月には、道路の通行止めが解除されることから、転用期間は8月31日までとなっております。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の整理番号2について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許

		可後の事業計画変更申請の整理番号 2 については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第 10、議案第 3 号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の 8 頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が 1 件、8 筆で、合計面積は 10,997.30 ㎡所有権移転が 1 件、1 筆で、合計面積は 983 ㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、7 月 31 日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 3 号、農用地利用集積計画について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 3 号 農用地利用集積計画は、計画案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第 7 回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後 2 時 02 分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 1 3 番 _____

委員 1 番 _____